

2026年全日本カート選手権 統一規則

※下線部：変更箇所

2026年規則	2025年規則
<u>2026</u> 年全日本カート選手権統一規則 OK部門 F S – 1 2 5 部門 F P – 3 部門	<u>2025</u> 年全日本カート選手権統一規則 OK部門 F S – 1 2 5 部門 F P – 3 部門
<p>本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにF I A国際モータースポーツ 競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJ A F 国内競技規則／J A F国内カート競技規則およびその細則、<u>2026</u>年（以下「当該年」という。）日本カート選手権規 定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。</p>	<p>本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにF I A国際モータースポーツ 競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJ A F 国内競技規則／J A F国内カート競技規則およびその細則、<u>2025</u>年（以下「当該年」という。）日本カート選手権規 定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。</p>
第1条～第12条（略）	第1条～第12条（略）
<p>第13条 エントリーの資格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーの出場資格：</p> <p>全日本選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以 下の条件を満たしていること。</p> <p>なお、いずれの部門への重複出場も認められる。</p> <p>1) OK部門：</p> <p>(1) 国際E、国際Fライセンスの所持者。</p> <p>(2) <u>カート</u>国内Aライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。</p> <p>① 過去の全日本選手権S u p e r K F部門、K F 1部門、K F部門あるいは<u>OK部門に出場した実績のある者</u>。</p> <p>②当該年の前年の全日本選手権F S – 1 2 5 部門で、年間総合順位が1 0位以内、または前年の全日本選手権F P – 3 部門で、年間総合順位が3位以内の者。</p> <p>③J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。</p>	<p>第13条 エントリーの資格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーの出場資格：</p> <p>全日本選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以 下の条件を満たしていること。</p> <p>なお、いずれの部門への重複出場も認められる。</p> <p>1) OK部門：</p> <p>(1) 国際E、国際Fライセンスの所持者。</p> <p>(2) <u>国内A</u>ドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。</p> <p>①<u>当該年の前年の全日本選手権のOK部門に出場した実績ある者</u>。</p> <p>②過去の全日本選手権S u p e r K F部門、K F 1部門あるいはK F部門で、<u>年間総合順位が1 0位以内であった者</u>。</p> <p>③当該年の前年の全日本選手権F S – 1 2 5 部門で、年間総合順位が1 0位以内、または前年の全日本選手権F P – 3 部門で、年間総合順位が3位以内の者。</p>

<p>2) ~3) (略)</p> <p>第14条~第15条 (略)</p>	<p>④ J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。</p> <p>2) ~3) (略)</p>
<p>第16条 エンジン</p> <p>1. ~3. 1) (略)</p> <p>2) F P - 3部門：</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。</p>	<p>第16条 エンジン</p> <p>1. ~3. 1) (略)</p> <p>2) F P - 3部門：</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。</p>
<p>4. (略)</p>	<p>4. (略)</p>
<p>第17条 カート</p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>3. ナンバープレートは前後に必備とする。その取り付け方および形状については「J A F国内カート競技車両規則」第9条1. および第28条による。側方のナンバーは最小高<u>12</u> cmとする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。</p>	<p>第17条 カート</p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>3. ナンバープレートは前後に必備とする。その取り付け方および形状については「J A F国内カート競技車両規則」第9条1. および第28条による。側方のナンバーは最小高<u>15</u> cmとする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。</p>
<p>4. ~13. (略)</p>	<p>4. ~13. (略)</p>
<p>第18条~第20条 (略)</p> <p>第21条 車両検査</p> <p>1. ~7. (略)</p> <p>8. エンジンがJ A F封印（ワイヤー封印）されているカテゴリーにおいて、 第2レース終了後に実施されるエンジン封印部分の再車検結果に基づくペナルティは、第1レースにも適用され、第1レースの正式結果は第2レースの正式結果と同時に発表される。なお、第1レース後に再車検実施の場合はこ</p>	<p>第18条~第20条 (略)</p> <p>第21条 車両検査</p> <p>1. ~7. (略)</p> <p>8. 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後オーガナイザーが指定したエリアで計量が行われる。</p>

の限りではない。

9. 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後オーガナイザーが指定したエリアで計量が行われる。

第22条～第29条（略）

第30条 その他競技に関する一般事項

1. （略）
2. 走路外走行等に対するに対するペナルティは競技長の判断による。
3. ~12. （略）

13. ~15.（以降項目番号繰り上げ）

16. 消火器携帯の義務について

各ドライバーは全ての競技会において、下記条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。

また、ピット、パドックでの火気厳禁徹底に努めなければならない。

【携帶用消火器の条件】

- 種類：ABC粉末タイプ
- 大きさ：4型（内容量1.2kg）以上
- その他：消防法に適応しているメーカーが指定する使用期限内であること

と

17.（以降項目番号繰り上げ）

第31条～第32条（略）

第33条 ピットでの作業

第22条～第29条（略）

第30条 その他競技に関する一般事項

1. （略）
2. コースアウトに対するに対するペナルティは競技長の判断による。
3. ~12. （略）

13. 競技中において、前方の競技ナンバープレートが脱落、若しくは脱落し
そうな場合はオレンジディスクのある黒旗（番号を添えて提示）が振られる。
それに該当するカートは必ず1度ピットインして競技ナンバープレートを取
付け直すこと。

14. ~16.（略）

17. 消火器携帯の義務について

各ドライバーは全ての競技会において、下記条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。

また、ピット、パドックでの火気厳禁徹底に努めなければならない。

【携帶用消火器の条件】

- 種類：ABC粉末タイプ
- 大きさ：4型（内容量1.2kg）以上

18.（略）

第31条～第32条（略）

第33条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業し得るものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員に限り指定されたエリア内においてのみ表示することができる。

レース中燃料の補給をしてはならない。

第34条（略）

第35条 ピット内

ピットにおける火気の使用を禁止する。燃料の容器は22リットル以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第36条（略）

第37条 ペナルティ

1.～6.（略）

<ペナルティの例>

（1）～（7）（略）

（8）～（20）（以降項目番号繰り上げ）

（21）指定エリア（ピット、パドック等）以外で作業した場合

⇒当該ヒート失格

（22）～（27）（以降項目番号繰り上げ）

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業し得るものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員に限り各自のピット・エリア内においてのみ表示することができる。

レース中燃料の補給をしてはならない。

第34条（略）

第35条 ピット内

ピットにおける火気の使用を禁止する。燃料の容器は20リットル以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第36条（略）

第37条 ペナルティ

1.～6.（略）

<ペナルティの例>

（1）～（7）（略）

（8）エンジンがJ A F封印（ワイヤー封印）されているカテゴリーにおいて、第2レース終了後に実施されるエンジン封印部分の再車検結果に基づくペナルティは、第1レースにも適用され、第1レースの正式結果は第2レースの正式結果と同時に発表される。なお、第1レース後に再車検実施の場合はこの限りではない。

⇒レース失格

（9）～（21）（略）

（22）指定エリア（ピット、パドック）以外で作業した場合

⇒当該ヒート失格

（23）～（28）（略）

第38条～第49条（略）

以上

第38条～第49条（略）

以上